

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第12号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則（昭和48年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）
機 械 器 具	機 械 器 具
(略)	(略)
3 測定試験機器	3 測定試験機器
(1)～(46) (略)	(1)～(46) (略)
(47) 電波暗室（次号及び第48号の2に掲げるものを除く。）	(47) 電波暗室（次号に掲げるものを除く。）
(48) <u>3メートル電波暗室（登録）</u>	(48) <u>電波暗室（登録）</u>
(48)の2 <u>10メートル電波暗室（登録）</u>	
(49)～(61) (略)	(49)～(61) (略)
(62) 疲労試験機（ <u>恒温槽を使用しない場合</u> ）	(62) 疲労試験機
(62)の2 <u>疲労試験機（恒温槽を使用する場合）</u>	
(63)～(142) (略)	(63)～(142) (略)
(略)	(略)
備考 (略)	備考 (略)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表3の項第47号及び第48号の改正並びに同号の次に1号を加える改正は、同年7月1日から施行する。